

卷之三

ラオーラム

乙第
三
號証

江東小志

卷之三

卉
國
士

本誌三四九年三月六日「直線・曲線」欄に、一連の「モード」と題する興味ある一文が掲載された。だが、実務に携わる者にとっては、一見はびくともない考えに、驚きと喜びの感覚である。といふのは、出版にならるゝモードといふのが、曲がりなりにあれこれ考えて、新たに考むことながら、ひとつに「モード」と題する記事である。「モード」と題する記事の體裁に登場するローレンス・レバタ氏によれば、先してお知らぬ諸君对于は、なしからである。

私事にわたくし免縫であるが、筆者が、昭和三四年から毎年にかけ、アメリカのワシントン州立大学ロー・スクール修士課程を修んでいた当時、レ

No. 553 (1963.6.)

は、少なくとも、國民が知りたいと思うことを、十分とはいわないまでも、一応報じていると考へてよいのではないだろか。

（三）

つぎに、報道機関には属しないフリーライターやレベタ氏のような研究者の問題に触れてみよう。なるほど、報道関係者にはメモが認められ、それ以外の者には認められないというのでは、國民の知る権利という観点からも問題なしとしない、さらに進んで、両者は平等の扱いを受けず、その意味では、不合理な差別という問題も生ずるかもしない。しかし、ここで考えてみなければならることは、裁判の公開という概念である。これは、レバタ弁護士も正当に指摘するところ、主権者たる國民が裁判を監視し、公正に裁判が行われることを確保するためのものである。ただし、憲法八二条が定めるところのものは、裁判の公開であり、それ以上でも、それ以下でもない。つまり、憲法のこの規定が國民に権利を保障しているとすれば、それは、裁判を傍聴する権利であって、法廷でメモをとったり、テープレコーダーで録音することまでをも認めているわけではない。したがって、メモをとることが、裁判の公開を定めた憲法の規定から当然に派生するとする主張は誤りである。筆者は、裁判官・検察官の選挙運動をこの眼で見たし、現に、選挙用チラシの配布も受けた。こうしたところでは、再選を狙う現職の裁判官や検察官が、あえて法廷にテレビカメラの持込みを認め、その活躍ぶりを、視聴者・有権者に印象づけ、その後の選挙を有利に進めようとするのも珍しくない。このように、國民の知る権利といふ名のもとに、売名行為という不純とさえ思われる使われ方もあるのである。アメリカの一例、それも州レベルでの例を取り上げ、「あれは、ソーブオベラより質の悪いショード」と、はき捨てた有識者もいた。

このように、背景や制度の異なるアメリカでの基準を廻り廻して、あれこれ我が國の裁判実務を批判することは公平を欠くといわねばなるまい。なお、州裁判所より質の高いとされるアーリカの連邦裁判所が、錄音を認めているなどといふことは、寡聞にして

もちろん、法廷でメモをとり、錄音することが認められれば、國民の知る権利が一層充実することができるかもしれない。しかし、それは、現行憲法の解釈というよりはむしろ、立法院によって初めて権利性が認められるべきものではなかろうか。つまり、仮に法廷でのメモが許されるとしても、それは、法律上の権利にとどまり、憲法上の権利ではないということを明確にしておく必要がある。このように、メモあるいは錄音が、権利として認められていない以上、裁判所が、研究者や一般人にはメモを禁止し、他方、報道関係者に対してはこれを認めて、法の下の平等あるいは不合理な差別といったような問題が生ずる余地はないのではないか。

（四）

さらに検討すべきは、裁判所が、法廷でのメモを禁止している理由の当否である。「直線・曲線」氏も述べているとおり、一般に、裁判所は、法廷でのメモは、証人に心理的圧迫を与える、証言に影響を及ぼすと説明しているようである。ところで、この点について、「直線・曲線」氏もそうだが、メモを肯定論者からは、こうしたメモ禁止の理由は根拠薄弱であると主張されている。しかし、果たしてそうであろうか。筆者が、かつて、一般民事事件において、筆者側申請の証人に対して主尋問を実

て知らない。既にお気づきの方もあると思うが、アメリカ連邦最高裁判所の審理の模様は、例外なく、絵をもって、新聞・雑誌、テレビで報道されている。アメリカ連邦最高裁判では、我が国では認められている、開廷前の最高裁判所大法廷の写真撮影さえ許されていないのである。また、現長官バーガーのメディア嫌いはつとに有名である。

（五）

既に述べたとおり、現行法の解釈から、法廷でのメモが、権利として認められているわけではないのである。そうである以上、裁判所が、原則的にメモを禁止し、一定の場合にこれを解除するという取扱いは、とくに問題はないのではなかろうか。また、証人が、心理的圧迫を受けることなく、記憶にとづいて正確に事実を述べることができるよう配慮するという観点からも、現行の取扱いは、むしろ望ましいといえるかもしれない。こうした限度で、学術研究に支障をきたしたとしても、それは致し方ないというべきである。証人に、心理的負担をかけてまで学術研究をする自由は存しない。筆者は考へていて、なお、注意すべきは、裁判所は、報道機関に対するべきは、その禁止を解いているという実例である。裁判所として、例外なく、メモ禁止の原則を貫徹しているわけではなく、國民の知る権利に対し、それな

施していたところ、相手方当事者に付き添ってきた者が、傍聴席でしきりと頭し、そこで、宣誓のうえ供述するなどということは、一生に一度あるかないかである。こうした一般人が、法廷で立ち、どのように利用されるのか著しく不安となり、思うように尋問できず、尋問を中止し、裁判官に、メモをやめるよう指示してもらったことがある。これは、実際に経験してみなればわかるのではないかと思うが、やはり、証人尋問の最中にメモをやめる代理人にとっても不便がある。これは、代理人にとっても不便であり、証人に對し、心理的圧迫を及ぼし、証言に影響を与えることは否定できないと考えられる。また、暴力団員から被害を受けた者が法廷で証人として供述する最中、加害者たる被告人が所属する暴力団員が傍聴席でメモをとり始めた場合、この被害者が、裁判所で訴訟することなく、供述することがができるであろうか。裁判所が、法廷でのメモを禁止することで、訴訟する理由には、合理的なものがあるようと思われる。

レバタ氏、そして「直線・曲線」氏の説くとおり、法廷でのメモを認めることは、國民の知る権利の一つの充実のため、望ましいことではある。しかし他方、訴訟当事者や関係者の利益も十分尊重されなければならない。とくに、事件そのものに直接関係のない証人に対しては、特段の配慮

が必要であろう。一般人が、法廷に出でて、傍聴席でしきりと頭し、そこで、宣誓のうえ供述するなどということは、一生に一度あるかないかである。こうした一般人が、法廷で立ち、どのように利用されるのか、その雰囲気に呑み込まれ、上気し、足がすくみ、何を問われているのか、また何と答えてよいやら途方に暮れること続けていた証人を見たことがある。こうした証人に、記憶していることを正確に供述してもらうために、気持ちを落ち着かせ、リラックスした状態においてやねばならないことはいうまでもない。ところが、このような証人に対する配慮もなく、國民の知る権利や学術研究をいいことに「なぜメモをとらぬいのだ」、「心理的圧迫などありえない」「メモをとったくらいで証言内容が揃らぐようでは、証人そのものの信頼がもてない」とか、「たかだか、法廷の、何らの法的権限のない者のメモなど気にするな」というのであっては、アメリカとて、裁判所の全部が全部、法廷での録音を許しているわけではなく、筆者は、西ヨーロッパや社会主義国のことは知らないが、筆者の知る限り、アメリカとて、裁判所の全部が全部、法廷での録音を許しているわけではなく、筆者は、西ヨーロッパや社会主義国に立つだろうか。断わっておくが、証人は、学術研究の対象でも、見せ物でも決してないのである。

（六）

以上の配慮をしているということは忘れてならない。既にお気づきの方もあると思うが、アメリカ連邦最高裁判所の審理の模様は、例外なく、絵をもって、新聞・雑誌、テレビで報道されている。アメリカ連邦最高裁判では、我が国では認められている、開廷前の最高裁判所大法廷の写真撮影さえ許されていないのである。また、現長官バーガーのメディア嫌いはつとに有名である。

既に述べたとおり、現行法の解釈から、法廷でのメモが、権利として認められているわけではないのである。そうである以上、裁判所が、原則的にメモを禁止し、一定の場合にこれを解除するという取扱いは、とくに問題はないのではなかろうか。また、証人が、心理的圧迫を受けることなく、記憶にとづいて正確に事実を述べることができるよう配慮するという観点からも、現行の取扱いは、むしろ望ましいといえるかもしれない。こうした限度で、学術研究に支障をきたしたとしても、それは致し方ないというべきである。証人に、心理的負担をかけてまで学術研究をする自由は存しない。筆者は考へていて、なお、注意すべきは、裁判所は、報道機関に対するべきは、その禁止を解いているという実例である。裁判所として、例外なく、メモ禁止の原則を貫徹しているわけではなく、國民の知る権利に対し、それな

民訴判例漫筆 小山 昇著

本書に収めた15編の研究は、いずれも理論上重要で、裁判例も多様な展開を示しているテーマに焦点を合わせて選定され、周到で创意に富んだ興味深い検討を加え、判例研究のあるべき姿を提示する。

日6判共装面入・304ページ、定価2,500円

判例タイムズ社刊